

平成26年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 平成26年10月24日 午前 10時00分
閉会日時 同 上 午前 11時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子
同職務代理 塚 本 亨
委 員 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉 浦 容 子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉 浦 容 子 委員 塚 本 亨 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまより、平成26年教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして、塚本委員と塩澤教育長にお願いいたします。

本日、議案等はありません。報告事項等7件になりますので、よろしくをお願いいたします。

では、報告事項等1「平成25年度葛飾区各会計歳入歳出決算の審査について」、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私のほうから、平成25年度葛飾区各会計歳入歳出決算の審査について、ご説明させていただきます。

資料をごらんください。表紙の通知文をおめくりいただきまして、「第4分科会各会派の意見」欄をごらんください。非常に項目が多く寄せられておりますので、主要な項目だけ説明をさせていただきます。

まず、一番初めが自由民主党議員団でございます。

1行目「教育費について、スクールソーシャルワーカー等専門員の人材確保のため必要な措置を求める」というご意見をいただいております。そして、その行の後半部分ですが、学力伸び伸びプランについても、「学力上位の生徒も伸ばす対策を行なうよう求める」というご意見でございます。1行飛ばしまして5行目、「ICT活用授業推進のため、教員研修の充実を求める」というご意見をいただきました。次に、2行飛ばしまして8行目でございます。博物館管理運営と体育施設の管理、それぞれご意見をいただきましたが、博物館管理運営につきましては、「他自治体への宣伝や駐輪場・駐車場の整備等で来館者を増やす努力を求める」、体育施設についても、「するスポーツに加え、見るスポーツの充実も求める」というご意見をいただきました。

次に、葛飾区議会公明党からでございます。

2行目でございます。「ALTを活用して生きた英語教育を実施する環境を整えることを要望します」。特別支援教育の取り組みとしては、「評価をいたします」というご意見でございます。次に、1行飛ばしまして5行目でございます。「若手教師塾を通し、教員の授業力や総合的な指導力の向上を図り授業改善に努力されていることを評価します」。次に7行目ですが、学校給食に関しましては、「学校栄養士の活動を『給食展』を通して保護者等へさらに周知・アピールすることを求めます。区民マラソン推進経費では多くの区民の参加と地域と一体となったマラソン大会の開催を望みます」というご意見をいただきました。

続きまして、日本共産党葛飾区議会議員団でございます。

まず、初めに、台風18号の対応におきまして、授業を行った学校と臨時休校に分かれたこと

は問題であるというご意見でございます。4行目でございます。「確かな学力の定着度調査の結果公表と学校選択制は、学校の序列化をつくり統廃合に導くものである。結果公表は中止し、学校選択制は廃止すべきである」というご意見でございます。次に、改築でございますが、「改築検討してきた14の小中学校改築を遅らせることなく計画を作るべきである」。次の6行目ですが、「学校給食の無償化、就学援助の認定規準の改善を求める」というご意見をいただきました。

次に、右のページ、政策葛飾でございます。

まず、教育委員の選任についてご意見をいただきました。「有識者として弁護士を加えることが重要である」とのご意見でございます。次に、「小中学校については、管理職及び教員の質の向上を求める」ということで、「管理職は、現場第一と考え、出張、研修、休暇等は控えるべきである」というご意見でございます。水元地区のフィットネススポーツ施設については、「施設の進捗状況及び利用方法の創意工夫を高く評価する」ということでございます。

次に、民主党葛飾でございます。

民主党葛飾については、1行目の後半でございます、台風等の対応について、「教育委員会として基準を策定し、学校現場での保護者等への周知方針等の徹底」を求められました。次に、日本語教育について、「学校教育法施行規則改正に伴い特別な教育課程を編成し、外国人の児童・生徒の指導方針を立てる体制づくりを求む」。学校図書館支援指導員につきましては、「有能な人材確保のための方策を検討し、実績評価の基準作り」を求めるということでございます。次の行で、幼稚園費についてもご意見をいただきました。「幼稚園費は特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実」を求めるということでございます。1行あけて8行目でございます。区民大学についてでございます。「区民大学は他部局との連携や区民協働企画の拡充を図り、そのための体制の拡充」を求めているということでございます。

次に、無所属、小林ひとし議員からでございます。

まず、小林議員からは、小・中学校の水道料について「全体では昨年度決算よりも減っており、節水の成果が見られる」というご意見でございました。2行目あけて5行目ですけれども、全面芝生化する学校につきましては、「今後も校庭全面芝生化を推進するためにも他自治体の学校の事例を参考に井戸を掘って地下水を利用するなど改善を図りたい」というご意見でございます。次に、学校給食の民間委託についてご意見をいただきました。「民間委託は大いに結構なことである」という意見をいただきましたが、3年に一度行われるプロポーザル方式による業者選定については、「保護者代表も選考委員に加え、一緒に業者選定にあたるのが望ましい」とのご意見でございます。

ページをおめくりください。無所属の村松議員でございます。

まず、1行目の後半でございますが、「『葛飾学力伸び伸びプラン』はすでに2年を経過して

いて成果も着実に上げている」ということをございます。1行あけて末尾のほうで、「今後の成果に大いに期待しているものである」。次に5行目で、総合教育センターについてもご意見をいただきました。「新たに再編され、その機能が十分に発揮されるよう求めるものである。なかでも土曜日の『葛飾教育の日』に相談日を設けられた事は、児童・生徒の悩みや様々な相談解決の役目を果たすものと期待している」ということをございます。学校の改築・改修については、「バリアフリーはもとよりユニバーサルデザインを視野に入れた取り組みを求める」とのご意見をございました。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長 ただいまの庶務課長のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいいたします。

塚本委員。

○塚本委員 今、庶務課長からご報告をいただきました各会派のご意見ですので、これからいろいろなことを教育委員会あるいは現場で進めるに当たって、それぞれの評価をいただいた部分、また示唆をいただいた部分を十分勘案しながら意見交換をして、それを基にしていきたいという感想だけ持ちました。以上です。

○委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に参ります。

報告事項等2「平成26年度(第29回)葛飾区中学校英語スピーチ&プレイコンテストの実施結果について」、ご説明をお願いいいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成26年度(第29回)になりますが、葛飾区中学校英語スピーチ&プレイコンテストの実施結果につきましてご報告をさせていただきます。

本年度は、10月9日木曜日に、亀有にございますリリオホールにおきまして、中学校24校から54名の生徒が参加をいたしました。レシテーションの部と、さらにはスピーチの部、ともに原稿を壇上において読むと減点になるという厳しい規定をかけております。しかしながら、出場者のほとんどが原稿を持たずにステージに上がり、堂々とスピーチをしておりました。

結果のほうは、お手元の資料に示させていただいておりますが、優勝者はもちろんのこと、上位入賞の生徒たちは練習の成果を見事に発揮いたしまして、英語を完全に暗唱し、自分の考えを、そして自分自身の英語で発表をしておりました。

まず、プレイの部でございますが、こちらは常磐中学校・1校の参加でございました。一人一人の演技力はもとより、英語での表現力もすばらしく、見事に完成されたプレイをステージの上で堂々と披露をしておりました。発表内容、そして発表態度、さらには発音・イントネー

ションなど、どれをとりましても洗練されたものでありまして、レベルの高い発表会となりました。

審査員の方や、さらに審査に加わりました外国語指導補助員、ALTの方からも、やはり回を重ねるごとにこのコンテストの質が上がっている、そして素晴らしいものになってきているという高い評価をいただいているところでございます。

結果につきましては、レシテーションの部、出場者10名、そして第1位から第3位までは、そちらの資料に載せさせていただいている生徒でございます。スピーチ1の部では出場者数が6名、同じく第1位から第3位の生徒、さらには奨励賞という形でその資料のように載せさせていただいております。それから、プレイの部につきましては常磐中学校が参加をしています。さらに、スピーチ2の部につきましては、出場者数24名、1名欠席をされましたけれども、第1位から第3位まで、さらには奨励賞として5名の生徒を付記させていただきました。

なお、今年度の東京都の中学校英語学芸大会が12月に実施予定でございます。こちらには、スピーチ2の部の優勝者でございます新宿中学校の来栖しえるさんが葛飾区の代表として出場をしております。

こちらの英語スピーチ&プレイコンテストにつきましては、来年度は土曜日の開催を行う予定で進めております。より多くの区民の皆様には葛飾の子どもたちのすばらしさを知っていただく機会としてまいりたいと考えております。

私のほうから、報告は以上でございます。

○委員長 ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 前に英語を担当している校長から聞いたことなのですが、ほかの区市町村ではもうスピーチコンテストをやめたり縮小したり、葛飾のように立派なホールでやったりしなくなってきて、英語の教員にとっては葛飾区に来てこういうことができるというのは大変誇りに思っているようですし、これから英語の活動が活発に行われようとしているときに、本区としては、来年度の土曜日実施もありますし、この行事は大切にしていってほしいと思います。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま松本委員のおっしゃるとおりだと思います。ましてや、いわゆる6年後に迫った国際化を目指した東京オリンピック・パラリンピックの開催もございます。ちょっと気になりましたのは、区内の、特にスピーチの部で24名、欠席者が1名ございますが、スピーチ1の部で、6名のうち1位・2位・3位で、4位が奨励賞という格好ですと、もうちょっと

パイの問題、全体にみて、その学校によって何か傾向があるのか、指導室として喚起しなければいけないことがあるのか、また他の区市町村では縮小傾向で、逆に葛飾ではすごく上向きだということがございますので、この総数、気になったのが、演劇のプレイの部は1団体で、これもいろいろな背景があろうかと思うのですが、少なくともスピーチ1、スピーチ2は比較的多いのですが、その辺の何か事情があるのかだけお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 本区の、ある意味では一つの特色ある取り組みであると考えています。中学校の英語科の教員が中心になってこちらのほうを進めているという状況でございます。

塚本委員のほうからご指摘をいただきましたスピーチ1の部につきましては、出場者がまだ6名という形で少ないということでございますけれども、今後土曜実施に向けて、中学校の英語科とも話し合いを進めながら、ぜひ子どもたちがそういう場で活躍するということ、子どもたちの数もふえるように、私たちのほうとしては進めてまいりたいと考えています。

恐らく、これからいろいろな英語について、教育委員会としても充実した取り組みをさらに加えてまいりますので、例えば1年生でさらに進めることによって、スピーチ1の部が2年生でふえるというようなことも考えられます。このスピーチコンテストだけということではなくて、英語の教育全体の中で、ここを一つの表現の場としてしっかりと生かせるように、私たちはこれからも計画してまいりたいと考えています。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

各学校の文化祭等で英語スピーチ、英語劇を立派に行っている生徒が連動して出演しているのかどうか少し気になるところです。先ほど塚本委員のほうからも参加が少ないという話もございましたが、やはり先生の一押しとか、学校側の姿勢に左右されることがあるのか、お尋ねしたいと思います。

指導室長。

○指導室長 そのあたり、学校の、恐らく教員のほうも、果たして今回のコンテストに出すべきかどうかというような迷いはあると思います。しかしながら、今委員長からお話がありましたように、やはり子どもたちの頑張っている姿というのは、ある意味ではこういう発表の場に出すということは、すごく子どもの自信にもつながると思いますので、今後、そのあたりは学校とも、今年度のこのスピーチコンテストの実施結果を踏まえながら、来年度に向けてはさらに子どもたちの数がふえるような形で進めていきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 では、次に、報告事項等3「平成27年度『葛飾教育の日』の実施について」、ご説

明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成 27 年度「葛飾教育の日」の実施につきまして、私のほうからご報告をさせていただきます。それでは、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

実施要綱の趣旨にも示しておりますが、「葛飾教育の日」につきましては、平成 23 年度より、本区では土曜日の授業として、家庭・地域との連携をより一層深め、葛飾区の教育の充実を図ることを目的に実施をしております。本年度も、毎月、小学校では約 1 万 7,000 人、中学校ですと 3,000 人という平均した数値になりますが、トータルをいたしますと毎月約 2 万人の保護者や地域の方が小・中学校のほうに参加をいただいているという状況でございます。

平成 27 年度の「葛飾教育の日」でございますが、原則といたしまして、月 1 回の土曜日を実施日といたしまして、半日を単位といたしまして教育課程に位置づけた、児童・生徒につきましては、土曜日の授業によって月曜日を振りかえの休みとしないということで実施をまいります。年間の実施回数は 11 回としてまいります。

そちらの別表のほうにもございますが、4 月につきましては、今年度同様に、小・中学校別日の実施をまいります。

実施に当たりましては、地域の公開を原則としておりまして、通常の授業の実施を基本とするとしております。

今年度の変更点につきましては、実施要項の第 2 条の第 2 項でございます、「学校や地域の実情に合わせて、平成 27 年度計画の作成時に、教育委員会と協議の上、年に一度に限り、別日を設定することができる」と変更させていただいております。こちらにつきましては、小・中連携教育を進める上で、教育の日を別にすることによって、それぞれ、小学生が中学校を見に行くとか、逆に中学生が小学校の何かお手伝いに行くとか、そういうようなことも校長会のほうから出ておりましたので、そのような変更をさせていただくものでございます。この基本を踏まえ、各学校の実情に合わせて、「葛飾教育の日」を設定し、保護者や地域との連携の機会をふやし、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、保護者・地域住民等をゲストティーチャーとしてお招きいたしまして授業するなど、各校が工夫してまいりたいと考えております。

こちらの平成 27 年度の土曜授業の実施につきましては、今後、保護者や地域の皆様にお知らせをするとともに、これによりまして葛飾区の教育の向上に役立ててまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきましては、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございました。今年度は9月、2学期の初めに、小学校・中学校の別日が設定されておりまして、保護者のほうの意見としては、小学校と中学校にお子さんが両方いらっしゃるご家庭においては、別日のほうが良いというものでした。同じ日ですと、3時間の間に、近隣とはいえ、小学校・中学校、両方見るのは結構大変だというお話も聞きます。来年度は1学期の頭にだけ別日になっているのを見て、どうしたのかなと思ったのですが、基本としてそういう形であって、第2条の第2項のところで、別日を設定することがその地域性によってできるというご説明をいただいて、ああそういうことなのだなと納得しました。保護者としてしましては、やはりお子さんが小学校・中学校といらっしゃるご家庭においては、別日の実施はとてもうれしいことであるのは事実です。学芸会であったり、いろいろな行事を「葛飾教育の日」にかけていると、中学生のお姉さんやお兄さんがいるご家庭で、学芸会をやっているのを見にいけないパターンもありましたが、別日ですと、家族そろって見に行くこともできます。そういう形でも地域と小・中連携を含めたところで工夫していただけたいのかなというふうに感じました。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 「葛飾教育の日」が自然な形で、きちっと定着してきたなと強く感じます。これは、授業時数の確保と、それから地域や家庭との連携という狙いでやっているのですが、そのあたりがうまくはまってきたのかなということなのですね。

この間、中学校のほうへ行かせていただきましたが、私のイメージしていたのとは違って、とても静かに、お勉強を一生懸命やっていて、普通の日と同じように授業が進んでいるのだなと感じました。残念なのは、保護者の方の参加が非常に少なかったことです。たしかクラスは2クラスはあるような学校ではあったのですが、全部で保護者は20人もいらっしゃらなかった気がいたしまして、そこは何とかしていきたいなという思いが一つ。

それから、小学校のほうへ参りましたら、保護者の方が朝早くから見えておられました。先ほど室長がおっしゃいましたが、ゲストティーチャーを迎えた形での授業があった日でした。

「お父さんの授業」ということで、日ごろはお父さんが授業をする機会はないと思うのですが、土曜日でしたのでご協力いただけたのかと思います。お父さんも張り切っていましたし、お勉強している子どもたちも非常に張り切っていて、いい方向に行っているなという思いで見せていただきました。

以前は、小学校はイベント的なものをして、何とか祭りとか何とかフェスティバルとか、それもいいのかなという思いがあったのですが、ここへ来て、内容が精選され、本来の趣旨である授業時数だとか連携、本当の連携とは何だろうというあたりで、きちっと考えが定まってきた。「葛飾教育の日」になってきたようで、とてもよかったなという思いです。本当に質

が向上してきていることを実感しました。ぜひ、この「葛飾教育の日」が広まっていてもらいたいなという思いがいたしました。

それと、当日は、たまたまだったのでしょうか、両方の主事さんがいらっしゃいませんでした。勤務日数の決まり等があつて、これは難しいと前からも言われているのですけれども、できれば子どもたちも来ていますし、区として取り上げて「葛飾教育の日」をやっているわけですから、出られるようになるといいと思いました。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。では、私からも1点よろしいですか。

「葛飾教育の日」ということで、第2条の第2項のところに「年に一度に限り、別日を設定することができる」と今回より加えたということで、これはいい案だと思います。

それから、第3条に「『葛飾教育の日』に行う土曜日授業は、地域への公開を原則とする」とございますが、これは11回、全部原則と決めているのでしょうか、それとも何かほかにお考えがあるのでしょうか、ここをまず教えていただきたいと思います。

指導室長。

○指導室長 地域への公開を原則としているというふうに書かせていただいております。これは11回、全て地域の方にもその日が葛飾の教育でございますと、お知らせをしておりますので、地域の方がおいでになってごらんいただくことは、いつでもその日は可能というふうになっておりますので、全部公開はしております。

○委員長 土曜日授業確保ということで大事な施策だと思っておりますが、学校公開日ということについて一つ。4月は新しくクラスを受け持つすぐの公開となります。そうしますと、先生は子どもたちを十分把握できていないとか、ルールがまだできていないとか、初めて1年生を担任する先生もおいでになりますから、準備も大変という状態だと思います。ですから、4月は学校を地域に公開する必要があるのかどうかということが、少し気になるところです。私は、4月は保護者会もございますので、地域に公開する必要はないのではないかという意見を持っています。

それから、各学校で公開日の工夫に努力なさっています。校長先生が公開日の休憩時間に、講演というのは少し大げさかもしれませんが、お考えをお話しされている学校もありました。私は、地域の方に、校長先生のお話を聞くことができますから、ぜひ学校に行ってみてくださいとお話し申し上げています。

中学校の保護者の出席は少ないように思います。生徒が来ないでほしいと言うので、行きたくても行くことができない状況があるようです。小学校では中学校より参加は多いと思います。学校によっては、公開授業中、保護者の私語がとても多く、授業の妨げにもなるのではと心配する面もありました。その旨、PTA会長にはお話ししましたが、指導室のほうから、学校公開日は保護者だけではなくて地域の方もおいでになるので、保護者が私語を慎むということ

しっかりと校長先生、PTA会長を通してお話しなさっていただきたいと思います。

指導室長。

○指導室長 4月の公開についてお話をいただきました。学校のほうとして、確かに4月は新しい学級、そして学年になっておりますので、そういう子どもたちの、ある意味ではまだ十分成長していない状況はあるかと思えます。しかし、これについては、例えば学校のほうから4月は苦しいとか、そういう話は私たちのほうにもいただいておりませんし、私は、やはり4月の状況をそのまま見ていただいて、それから5月、6月、7月と、どのように子どもたちが成長していくか、そういうふうにも実態を見ていただいて、それで保護者の方、または地域の方がどのようにそういう子どもたちに今後かかわっていただけるのかということも見ていただくチャンスではないかと思っております。その意味で、原則公開としておりますので、4月、やはり学校のほうも、ありのままの子どもたちを見せるということで、公開はしていくということで、私たちは考えております。

休み時間の校長の声も、今お話しいただきました。それぞれ学校長がいろいろな工夫をして、ある意味では、先ほどの私語の禁止ということについても、学校長がそういう講演を通して保護者の方にお話をしていく、そういう場ではあるというふうに思っております。ぜひ、校長の話の中で、やはり保護者がこの公開を通して、ともに子どもたちを育てていくのだと。親の役割、さらには学校でどのように子どもたちの様子を見てもらった方がいいのか、そんなところは校長講演の中で話していけるように、私のほうからもお話しはしてまいりたいと思っております。

最後に、中学校の生徒がお家の人に来ないでと言っている状況は、私も想像はつきます。本当は保護者の方は来たいのだけれども、そう言われてしまうと。行っても自分だけで目立ってしまうというようなことがあると思えます。ぜひ、そのあたりは、学校の中で役員等からPTAの皆さんにお話をさせていただくなど、校長にも話をさせていただいて、やはり中学生でも本当は見てくれるとうれしいのではないかなと、私自身は思っております。ぜひ、そのようなことで、中学校の保護者の参観もよりふえてくるように、これからも努力はしてまいりたいと考えております。

○委員長 ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思います。

学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 補足を1点、させていただきます。

東京都から、土曜授業の実施についてということで、平成22年に通知が来たときに、土曜授業をやることにおいては、原則地域公開という通知に基づいてこの実施要綱をつくっておりますので、「原則」という言葉がここに入っているということでございます。東京都の通知を受けて、23区それぞれがそれぞれの自治体に応じた土曜授業を実施しておりますので、多くの区がこのような形で進めているということです。

○委員長 わかりました。ありがとうございました。

松本委員。

○松本委員 私も、4月は公開しないとかそういうのではなくて、ありのままを見てもらって、みんなで一緒になって教育していくという姿勢でいいのではないかと思います。今出たような親の私語とかについては、校長たちに話す機会があったら話していただいて、少し改善していけばいいと思います。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 では、次に、報告事項等4「葛飾区いじめ防止基本方針の策定について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、葛飾区いじめ防止基本方針の策定につきまして、私のほうからご報告させていただきます。

本日は、葛飾区いじめ防止基本方針（案）という形で、教育委員の皆様にお話をさせていただきます。その後、教育長決裁という形で、案をとるという形にもってまいりたいと考えています。

この本基本方針の策定に当たりましては、昨年度から教育委員会の設置をいたします「いじめ・不登校検討委員会」におきまして検討を進めてまいりました。そして、今回このような形で、案としてお示しをさせていただくものでございます。

まず、本基本方針でございますが、こちらはいじめ防止対策推進法の第11条第1項の規定、さらには国の基本方針、都の基本方針を参酌いたしまして、葛飾区において策定をするものでございます。「かつしかっ子」宣言について記載をいたしまして、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進していくことを目的としております。これから私のほうからご説明をさせていただきますが、葛飾区ならではの箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。第1に、「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」となります。この項では、1ページから始まりますが、「いじめの防止等の対策に関する基本理念」、「法が規定するいじめの防止等への組織的対策」、「葛飾区の基本方針の内容」、「いじめの定義」、「いじめの理解」、そして「いじめの防止等に関する基本的な考え方」について述べております。

それでは、1ページからごらんいただきたいと思います。

「1 いじめの防止等の対策に関する基本理念」につきましては、これはいじめ防止のための取り組みにつきまして、全ての児童・生徒が積極的に取り組むことにより、日々の学校生活が楽しく、安心して送れるものであるとしております。また、いじめの根絶を旨としておりま

すので、全教育活動において人権教育を推進するとしております。さらには、いじめの未然防止のための対策を、区、学校、地域住民、家庭が一丸となりまして取り組まなければならないとしております。今、2ページのほうに進んでおります。

次、2ページをごらんいただきたいと思います。2番の「法が規定するいじめの防止等への組織的対策」についてでございます。いじめ防止等のための組織体といたしましては、教育委員会、小・中の校長会、そして副校長会、弁護士会から推薦を受けました弁護士、学識経験者、医師会から推薦を受けました精神科医、さらには葛飾区の子ども総合センター、足立児童相談所、東京法務局人権擁護委員、そして葛飾・亀有両警察署、江戸川少年センター等により構成をされます「葛飾区いじめ・不登校等学校問題対策連絡協議会」を組織してまいります。さらに、補助機関につきましては、条例の設置はいたしません、先の連絡協議会の中から特別な利害関係を有しない委員の方を互選いたしまして、「葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会」を設定してまいります。この「葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会」につきましては、重大事態発生時の第三者委員会としての機能を有しているものでございます。

続きまして、飛ばさせていただきます、4ページをごらんいただきたいと思います。5番の「いじめの理解」でございます。ここでは、いじめた児童・生徒、さらにはいじめを受けた児童・生徒という関係だけではなく、周りで見ている第三者の啓発も含めまして、学校で指導されるべきことについて記載をしております。また、いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の位置づけについても、ここで記載をしているところでございます。

次に、「6 いじめの防止等に関する基本的考え方」でございます。いじめにつきましては、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、「かつしかっ子」宣言の取り組みを全ての学校において実践し、児童・生徒の自己肯定感を高める活動を教育活動全体を通じて行うこととしております。また、学校におきまして、定期的な意識調査やスクールカウンセラーによる面接といった早期発見に向けた取り組み、発見した際のいじめられた児童・生徒の安全確保や組織的対応の構築、家庭や教育委員会への連絡といった早期対応に向けた取り組みを行うとしております。

次は6ページでございます。6ページには、地域や家庭との連携というところで、家庭の責任についても触れております。

次に、第2でございます。「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」でございます。葛飾区が実施をいたします施策について記載をしております。

本基本方針の策定、並びに先に挙げましたいじめ防止等に関する取り組み、組織体の設置について記載をしているところでございます。その中で、「葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会」の機能についてご説明をさせていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。(4)にございますが、まず1点目が、教育委員

会の諮問に応じ、基本方針に基づきいじめの防止等の調査研究や有効的な対策を検討するため、専門的知見から審議を行います。これは、「葛飾区いじめ・不登校等学校問題対策連絡協議会」と兼ねて実施をしております。2点目は、いじめ防止対策推進法の第24条に規定をいたしません第三者機関としての役割でございます。3点目は、法の第28条に規定をいたしません、重大事態発生時の再調査の方法の検討となっております。

なお、11ページをごらんいただきます。11ページから、さらには12ページ、13ページにつきましては、こちらは学校における取り組みでございます。こちらにつきましては、学校いじめ防止基本方針の原案を踏まえたものとなっております。

それでは、14ページをごらんいただきたいと思っております。14ページからは、重大事態発生時の対処について記載したものでございます。

具体的な対応につきましては、本日の資料の一番最後にあるかと思っておりますが、「重大事態対応フローチャート」でご説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、学校から重大事態発生が報告があった場合、教育委員会が区長へ事態発生について報告をするとなっております。なお、重大事態とは、先ほど私のほうで十分ご説明しておりませんが、14ページに定義をさせていただいております。簡単に申し上げますと、いじめにより、当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう1点は、いじめにより当該学校に在籍をいたします児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、大きくこの2点を捉えて重大事態と考えております。

重大事態の報告がございましたら、その後、教育委員会からは重大事態の調査の主体を判断してまいります。フローチャートにまた戻っています。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童・生徒、または保護者の訴えなどを踏まえまして、学校主体の調査では重大事態の対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果を得ることができないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査をしております。

真ん中ほどになりますが、教育委員会が調査主体の場合についてお話をさせていただきます。「葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会」を設置いたします。その中で、事実関係を明確にするための調査を実施いたします。実施後には、いじめを受けた児童・生徒、及びその保護者に対しまして、情報を適切に提供させていただくとともに、調査結果を区長に報告をしております。

なお、区長は、当該報告に係る重大事態の対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、「葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会」の再調査の依頼をすることができるとなっております。その後、再調査結果を踏まえまして、必要な措置といたしまして、例えば教育委員会におきまして、葛飾学校問題解決支援チームの専門家等

の派遣による重点的な支援、さらには人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者など、外部専門家の追加配置など、いじめの事態に応じた多様な方策や、区長部局におきましても必要な教育予算の確保や、児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置をとることを検討するとしております。

最後でございますが、19 ページをまたごらんいただきたいと思います。

こちら、一番下の段でございますが、第3、「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」としております。

今後のスケジュールでございますけれども、これから区長部局と調整をいたしまして、12月の文教委員会へ報告をさせていただきます。そして、区の基本方針として、策定を最後にしてまいります。こちらの方針につきましては、その後、策定から5年の経過を目途といたしまして、学校の状況等を勘案いたしまして、国の基本方針や都の基本方針も参酌をいたしまして、見直しをしてまいります。加えて、この学校基本方針についての策定及び見直しの状況を、定期的に教育委員会としても確認をいたしまして、策定状況、各校のホームページなどにより公表をしてみたいと考えております。

20 ページほどの資料でございますが、私のほうからのご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきましては、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 これは長い文章ですけれども、二つの視点で読ませていただきました。

一つは、国のいじめ防止基本方針にいじめ防止のために地方公共団体のやるべき施策というのが書いてありまして、それにのっとっているかどうか見ましたけれども、この案はその示されているものに全てのとってつくってあるということがわかりました。

二つ目の視点は、いじめの防止がこんな大きな問題になったのは、平成23年に大津市の中学校で起こったいじめによる生徒の死亡事故がきっかけになったと思います。そこで、私は前に大津市のいじめに関する第三者調査委員会が出した調査報告書を、こんな厚いものなのですが全部読みまして、その中に、終わりのほうにこういう項目がありました。事件当事者としての学校・市教育委員会共通の問題点というのを洗い出してありまして、それに対応しているかどうか検討してまいりました。

少し読んでみますと、初期対応の拙さというのが1番にありました。2番に事実調査より法的対応を意識した対応をとったこと、3番の問題点は調査の打ち切りが早いこと、4番に事態への対応に主体性がないこと、5番に組織防衛に走ったこと、6番に学校・市教育委員会のみずからの手で事実関係の解明をし、それを生徒・保護者に返すという意識に欠けていたこと、7番に地域関係者との連携の不備、8番に調査の透明性を確保する必要性があったこと、9番

に報道に対する対応のまずさ、10番目に遺族への対応のまずさが掲げてありました。そういうことにこの基本方針の案は対応していけるのかなという視点で読みましたけれども、全て対応していけるようになっておりましたので、私はこの案でいいと思います。

最も大事なことは、この1枚目に書いてある「かつしかっ子」宣言に基づいていじめをしない児童・生徒を育成して、こんな事態が起きないことを基本に据えていくべきだと思います。そして、もしいじめがあったならば、的確に、迅速にこの基本方針に沿って行動していくことが大切なのだろうと思います。私は、少し長い文章ではあるけれどもこの案でいいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

塚本委員。

○塚本委員 今、松本委員がおっしゃったとおり、ずばりだと思うのです。そこで絶対忘れてはならないことを幾つか。20ページにわたって非常に長い文章なのですが、最後にフローチャート、これは活用しないにこしたことはないわけなのですが。と申しますのは、どんなささいなことでも、やはり初動の対応という部分が一番大切だと思うのです。学校の何やらとか、あるいは身体的云々ということがありましたけれども、身体的に行くまでは当然精神的な部分、例えば4ページにございます、この「いじめの理解」というところで「暴力を伴わないいじめ」、いわゆる一番たちの悪いいじめですね。それと、その何行か下には傍観者としての存在、いわゆる何かいじめの行為があったときに、どうしてもバイスタンダーになってしまうという部分が、やはり根絶やしができない、諸悪の根源になってきていると思うのです。

それと、次のページにいきますと、「いじめの早期発見」というのは、具体的な、その小さな変化を、では誰がどういう視点で気づいてあげるのがいいのか。これは教育の現場、プラス担任の方たちにとっても、このような何か一つのヒントをより細分化した部分で現場のほうへ浸透させていただく必要があるのかなと思うのです。

それと同時に、いじめには、当然いじめられる子がいればいじめる側の子がいるというのが常識なのですが、その辺には、いじめっ子になる社会的というか、家庭的な環境背景というものもございますので、これは松本委員が奇しくもおっしゃいましたように、教育の現場で本当に、「かつしかっ子」宣言ではないのですが、すごく大事なときに「かつしかっ子」宣言で、優しい子どもたちが育つようなという部分を、これからもさらに学校現場にも広めていただきたい。特に、いろいろなシステムを、国が出したり、都に対してのご承認を受けた部分で、松本委員が奇しくも申されましたが、全て網羅されているので、これはあくまでも絵に描いた餅であってはならないし、活用しないにこしたことはない。そういった意味では、反復練習というか、学校教育の現場への周知方を、しつこいぐらいに周知徹底をしていただきたいのですが、とにかく重大事態に至る前の段階、そういった平常時の活動が非常に重要だと思いますし、特に最

後のほう、細かいご説明はいただかなかったのですが、11 ページでございますが、「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」、(1)、②の中で「組織等の設置」と人材の確保という部分が提言されているのですが、「心理等の専門的知識を有する者その他の関係者」云々と書いてございますが、このときでも、字面でいくのはいいのですが、その人材をいかに確保していくかというのは非常に大きな命題があると思いますので、その辺も含めて、素晴らしい基本方針の案はいただいておりますので、それぞれの事項に異論はないのですが、とにかく重大事態対応フローチャートに至らないような努力を、まずその学校教育のベーシックなところについて、意見だけ述べさせていただきます。お答えは結構でございます。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 大津の子どもを救えなかった、そしてその子の気持ち、親の気持ちを十分に理解できるような対応ができていなかったという反省に基づいて、国の動きも変わってきました。私も全く同感です。この基本方針を読んでいきますと、いじめはどういうものかという、いじめの理解とか、それから家庭の責任も明記されておりますし、もちろん学校もそうであるし、それからいろいろなことがたくさん網羅されていて、みんなでやっていく、みんなで何しろやるのだということが非常によく出ていて、組織の責任も明確にされている方針が出たなという思いで、それから対策も出ているなという思いで読ませていただきました。

いじめを受けた子を徹底的に守るのだというのが、すごくこの中に流れているというのが、読ませていただいてとても強く感じました。それは、きっとこれを読む保護者や、あるいはこれを見た周りの方々は、学校がそういうふうに区が変わってきているということ意識してもらえるかなとも思いました。

ただ、私の気持ちの中には、いじめを受けた子を徹底的に守るのはもちろん大事だけれども、やはり、防止の根本ですね。いじめというのは、ある意味、やはり人間としてやってはいけないことなのですよ。だから、その辺をもっと強く出せないかと。学校現場で使用することではあるのですが、これは学校だけではなくて、家庭でもあってしかるべきですし、それからもちろん「かつしかっ子」宣言へとつないでいるというのは十分わかるのですが、弱い者をいじめる卑怯さとか、人間としてこれはやってはいけないことなのだという、まず、道徳的なものがどこかに入ればいいかと思いました。そして、その次にいじめの理解だとか、防止のためのいろいろな施策、あるいは早期発見のための対策、地域との連携が出てくるのかなと。「はじめに」のところあたりにそういうものが、もしかしたら入るかなというような思いで読ませていただきました。

この間の新聞を読んでおきますと、いじめがふえているのは、感情のコントロールがうまくできない子どもがふえているとか、人間関係がうまく構築できない児童がふえているからだ

というようなことが書かれていたのだけれども、そういうあたりがこの13ページあたりにはかなり書かれておりますので、そういうところはよかったと、読ませていただきました。人間を育てるという視点ですか、その辺の部分があってもいいのではないかとということで、これは感想です。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 いじめ防止の基本方針というものが、今までなくて、これは絶対必要だということは、一保護者の私としてもわかってはいるのですが、この案を見たときに、第一印象では、とても難しい言葉ばかり使われているなというイメージでした。例えば保護者がこれを目の前に置かれても読まないでしょうし、これをつくったことで現場の教師の方の目が入っているのかとか、それからこの基本方針を、どこからどこまでの方が方針として胸に抱いていくものなのか、家庭がこうしていこう、学校がこうしていこうということも書いてあるのですけれども、本当にそのところがこの中に盛り込まれているのかなというのは、正直言って読んで思いました。

ただ、絶対いじめは許さないという、この防止基本方針というのは必要なことなので、つくっていかねばいけないことだというのは重々にわかってはいるのですけれども、現場の子どもたち、小学生、中学生、幼稚園でもあるかもしれないですが、いじめの現場をもっと把握した部分が盛り込まれていなくていいのかなというのが正直な意見です。

○委員長 では、私からも一言。まず、先ほど松本委員もお話ししておりましたが、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が国会で可決成立いたしまして、学校・保護者・地域連携していじめを防止する対策ということで進めてまいりました。これを明文化したものが、基本方針として、今回の案として出てきたものと認識しております。この中でいじめ問題対策調査点検委員会というものが設置されると記載されてありますが、葛飾区には、これまでのいじめ不登校対策調査検討委員会、それからサポートチームを設置しておりました。その委員会との関係性をまずお聞きしたいと思います。それから、いじめ不登校対策検討委員会の方と葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会と葛飾学校問題解決支援チームの方、その組織の中の人選は同じ方が推薦されているのかどうか、また、葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会に、申し入れているのかどうか、受けてくださるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、保護者に対することも法律のほうに明記されておりますが、児童に対しては規範意識を養うため、その課程で指導、その他の必要な指導を行うように努めるものとするとうございます。この第1項の規定を考えますと、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならずと法律の中に明記してあります、重要な視点だと思います。

もう一つ、学校側ですが、重大事態の設置者、重大事態の対処ということで、チームが設置

されるわけですね。そのときに学校の責任を軽減するものと解してはならないとあります。この2点はその第28条のところで大事な視点かと認識しております。その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あくまでも、いじめの子側が悪いというのが、いじめの根幹の考え方だと認識しております。またいじめ側も、いろいろ問題があるご家庭も多いということとはござひます。その子どもと保護者に対して、孤立させてはならないというのが原則ではないかと私は思ひますので、その辺をよろしくご指導願ひます。

指導室長。

○指導室長 今のお話のあつたご質問の中で、今までは本区ではいじめ不登校対策検討委員会というのがござひました。そちらにつきましては、どちらかと申しますと、教育委員会、さらには校長会、そしてスクールカウンセラー等の代表者、心の専門家等によりまして、そのいじめ問題、そして不登校問題について、その対策を検討してきたという経緯がござひます。しかしながら、今回はそのメンバーに、さらには弁護士、それから学識経験者、精神科医、それから子ども総合センター、児童相談所、さらには人権擁護委員、そして警察署等の方も入れまして、新たにいじめ不登校等学校問題対策連絡協議会というものを設置してまいります。

それで、特にいじめにつきましては、やはり特化した会議体をつくる必要があると、検討体にする場所が必要だということで、先ほどからお話しになっている葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会というものを設置してまいります。こちらにつきましては、ある意味ではいろいろな利害関係のない方に入つていただきまして、第三者委員会という言葉がよくありますが、あるいは中立公平な立場から客観的に検討していただく委員会としての位置づけとして考えております。

人選につきましては、先ほど申し上げた弁護士の方とか医師の方とかも含めまして、これから人選をしてまいりますけれども、こちらの基本方針がしっかりとしたものになりました時点で、いつこのような検討会が必要となるかわかりませんので、そちらのほうについては、この方針を作成するのと並行しながら、しっかりと人選のほうは進めてまいりたいと考えています。

皆様からいろいろなご意見等頂戴いたしました。そちらについては、きょう私のほうでお聞きをいたしましたので、こちらの方針の案について、今お話をいただいたことが盛り込まれていくのかいないのかということも含めまして、今後私のほうで最終のものをつくってまいります。

よく言われますのは、学校、こちらのほうはもう既につくつております。そして、教育委員会もつくるわけですが、実際つくつただけで終わつてしまうということがあります。しかし、こちらのいじめに対するこの防止基本方針は、つくつたからには責任を伴うという大きなものでござひます。こちらについては学校も私たちも、これをつくつたからには、この趣旨

を踏まえて早期に、必要があればこういう組織体をつくって、とにかく一刻も早くそういう事態を解決すべく、さらには当然起きないように対策も含めて、責任を持ってやってもらいたいと考えております。これについては、学校にしっかり話はしてもらいたいと考えております。

○委員長 そうしますと、新たに弁護士、その他お話がございました精神科医等にて、「当該調査の公平性・中立性の確保」の観点ということをおまえて、新たに葛飾区いじめ問題対策調査点検委員会というものを設けるのですか。それとも今までの組織の中にその新しい方に入っていてつくるのですか、そこが1点です。

それから、法律に参酌してといいますか、「児童等」と文章の中にあるのですが、葛飾区の方針の中にはちゃんと「児童・生徒」と記載してくださったのは、とても私は読みやすく、わかりやすいと思いました。

○指導室長 ご質問が1点ございました。こちらについては、もう新たにつくるというふうを考えていただくということで、決して加わっていただくということではなくて、きちっとした、それぞれの専門家の方に入っていて、しっかりとした組織を新たにつくるというふうにお考えいただいたほうが良いと私は考えています。

○委員長 ありがとうございます。

面田委員。

○面田委員 このフローチャートなど、今までのいろいろな説明とか一生懸命聞いておりますと、重大事態が起こったときを、何かイメージするようなところにちょっといきがちになるのですが、学校は重大事態よりも以前の毎日の、本当に小さいいじめ、中くらいのいじめ、いろいろと起こっていて、それを解決しようと担任が一生懸命ですね。それでは1人で抱え込まないでということで、学校で組織で抱えて、一生懸命解決に向かいますね。あるいは、そういう様子を子ども一人一人から吸い上げようということで、アンケートとか、たしかとっておりますね。それで、これはもう解決したとかこれはまだ進行中とかこれはまだ全然だめとかというのをつかんできて、その次に、この重大まで行かないのですよ。ではないのだけれども、そこからあたりの手だて、方策あたりもちょっと気にしたものがあっても、あるのでしょうけれども、と思うのですけれども、そのあたりを教えてください。

○委員長 指導室長。

○指導室長 面田委員からお話がありました、学校もかつて、例えば教育相談部会とか、いろいろそういう意味では、子どもの問題行動全体をひっくるめてやる委員会が存在していました。しかし、今回は、各学校の、そのメンバーを活用することにはあるにせよ、しっかりいじめに特化した、そういう委員会をつくるということで、当然未然防止の部分も早期発見の部分も、その発見した後の対応についても、その会議の中でしっかりと話をし、そしてそれを全組織に広げていくと、そのような取り組みになっています。最低は、ふれあい月間がございまして、

年3回はアンケートというふうになっておりますけれども、本区の場合では、今、とにかくいじめが発生したと思われる時点で教育委員会に報告をするということになっております。その意味では、教育委員会がそれを察知して、必要な人員を学校に送るとか、そのような体制をとっております。その意味では、学校も、とにかく、大きい小さいという言葉はよくないのですが、ちょっとしたものであっても、学校が察知した場合は、学校も当然全力を尽くしますけれども、私たちもそれに一緒に対応していくということで進めております。

さらには、道徳の授業についても、年3回は確実にいじめ等に関する授業を行うということもございますので、こちらについてはいろいろなものを含めながら、しっかりと私たちもやっていきたいと考えています。

○委員長 面田委員。

○面田委員 ここにしながら、そういうところをきちっと捉えてなくて申しわけございませんでした。そういういじめに特化した会議、あるいは指導室と連携をとりながら、あるいは指導主事の先生のところへ回していただくということで解決を図っていくというその姿勢に、本当に葛飾らしくていいなという思いです。これはすばらしい取り組みですので、ぜひ進めていってください。

○委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に進めさせていただきます。

報告事項等5「東京都功労者表彰(文化功労)の受賞について」、ご説明をお願いいたします。
生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、先般、10月1日に行われました東京都功労者表彰(文化功労)の受賞についてご報告をいたします。

受賞いたしました坂東三熙駒、現葛飾区文化協会相談役及び現葛飾区日本舞踊連盟の会長でございます。昭和32年の葛飾区文化協会設立当初から同協会に所属いたしまして、平成6年には副会長、平成16年には会長に就任しております。なお、本年、平成26年4月に文化協会会長職を辞しまして、相談役に就任して現在に至っております。

文化協会会長の在任中は、多くの区民が気軽に文化芸術に触れ参加する機会を提供するため、加盟17団体を統率いたしまして、ちょうど今がシーズンでございますけれども、葛飾区民文化祭の開催や区内老人ホームへの慰問、初心者を対象といたしました文化芸術講座の実施などの開催に尽力いたしました。こうした活動が、本区におけます伝統文化の継承や文化活動の振興、区民文化の向上に大きく貢献されているものと評価されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問・ご意見等ございましたらお願いいた

します。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に参ります。

報告事項等6『「かつしかスポーツフェスティバル2014」の実施結果について』、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等6、スポーツフェスティバル2014の実施結果について、ご報告申し上げます。

まず、初めに、10月13日、スポーツフェスティバル2014の開会式に、教育委員長を初め各教育委員の皆さんにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。この場をかりて御礼申し上げます。

当日は台風19号が接近しているために、前日12日の午後3時に実行委員会を開催いたしまして、その席で雨天プログラムとして体育館で縮小開催することに決定をし、実施をしたところでございます。

第38回の区民大運動会、19地区対抗競技として綱引きのみの決戦といたしました。また、一般区民、障害をお持ちの方などを対象とした自由参加種目ではパン食いゲームが行われるなど、午前中のみで開催となりましたけれども、多くの方に楽しんでいただきました。そのほか、屋外会場では、台風の影響で中止するプログラムもありましたけれども、総合スポーツセンターをメイン会場として、各会場にて誰もが気軽に参加できるスポーツ体験コーナーやウォークラリーを設けるなど、多くの区民に楽しんでいただきました。さらに、昨年度より公募を行い、出店をしている区内企業等によるフードコートにつきましても、多くの方にご利用をいただきました。

資料をごらんください。当日の参加人数でございます。延べでございますけれども、参加人数1万5,902人ということで、台風の影響もあり、昨年と比べますと2万600人、2万人ほどの減となっております。

会場の内訳でございますけれども、陸上競技場周辺のイベントに5,376人、総合スポーツセンター体育館のイベントに6,474人など、各会場の延べ人数、内訳につきましては記載のとおりでございます。また、内訳の詳細につきましては裏面でございますので、後ほどごらんおきいただきたいと存じます。

次に、対抗競技の結果でございますけれども、冒頭にお話ししましたとおり、本年は雨天プログラムのため、綱引きのみで決定をいたしました。ことしの優勝は奥戸地区、準優勝南綾瀬地区、第3位東四つ木地区と新小岩地区でございました。

また、救護・迷子の件数でございますけれども、迷子1件でございました。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 どうもご苦労さまでございました。それでは次にまいります。

報告事項等7「東京都功労者表彰（スポーツ振興功労）及び東京都スポーツ功労賞の受賞について」、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等7「東京都功労者表彰（スポーツ振興功労）及び東京都スポーツ功労賞の受賞について」、ご報告を申し上げます。

資料をごらんください。平成26年度の東京都功労者表彰（スポーツ振興功労）の受賞団体につきましては、葛飾区バトミントン協会が受賞されました。この団体につきましては、昭和31年の協会創立以来、競技としてのバトミントンの普及促進活動に尽力したことが評価されたものでございます。また、東京都スポーツ功労賞は、スポーツ功労者として葛飾区弓道連盟会長の柳沢秀篤会長が受賞されました。柳沢会長は、昭和60年に葛飾区弓道連盟監査役に就任後、平成6年には同連盟の副会長に、あとは平成16年度から現在まで、会長として弓道の基本指導から技術力向上に努め、スポーツ振興に寄与していることが評価されたものでございます。同じく、東京都スポーツ功労賞のスポーツ功労団体として、葛飾区フォークダンス連盟が受賞いたしました。同連盟は、昭和44年に設立以来、区内各所で巡回フォークダンス教室を開催し、幅広い層にフォークダンス愛好者の輪を広げ、普及発展に努めた功績が評価されたものでございます。それぞれの受賞に至った活動及び業績につきましては、資料に記載のとおりでございます。後ほどごらんおきいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 以上で、報告事項等7件を終了させていただきます。

ここで、教育委員の皆さんよりご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 昨日、道徳の教科化につきましてテレビで報道されておりました。葛飾区では、一生懸命、道徳の公開授業を初めといたしまして力を入れているところでございますが、この教科化は平成30年、4年後という話でございました。それにつきまして、現状を、わかる範囲で

結構ですので、教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

指導室長。

○指導室長 委員長のほうからお話がありました道徳につきまして、正式教科として中央教育審議会が答申をまとめたという報道がなされております。報道の中では、2015年度、来年度になりますが、学習指導要領が、道徳に関しては専攻に改定をされまして、2018年度からは正式教科になるという見通しとなっています。

本区といたしましては、本日宝木塚小学校で道徳の研究発表を行わせていただきますが、中学校におきまして、来年度は本田中学校で道徳の研究発表をしていく予定で進めております。この道徳の正式教科化も含めまして、現在教育委員会で行っております道徳推進教師の研修等もございしますが、やはりこの正式な教科化におきまして、今お話しいたしました2校の研究発表の成果等も踏まえまして、2018年度の正式教科に向けては、計画的に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに、委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 では、「その他」の事項につきまして、庶務課長のほうからご説明お願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」の事項につきまして説明させていただきます。

まず、1の資料配付、2件ございます。「11月の行事予定表」でございます。A4が1枚、両面2面をお配りさせていただいております。続きまして、(2)「かつしかのきょういく」、第125号でございます。A4で8面になってございます。こちらは委員会のほうで報告させていただきましたが、その内容に基づいてつくらせていただきましたので、後ほどごらんおきください。次に、2、出席依頼ですけれども、今回は「なし」でございます。3、次回以降の教育委員会予定でございますが、11月14日から裏面の3月31日まで記載してございますので、よろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ただいまをもちまして、平成26年教育委員会第8回臨時会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会時刻 11時24分